

陸上貨物運送事業の労働災害の現状

(第13次労働災害防止推進計画)

第13次労働災害防止推進計画（以下、13次防）では、陸上貨物運送事業の労働災害を減少させるための重点対策業種として位置づけ、集中的な取り組みを行っています。

13次防期間中、横浜北労働基準監督署（以下、横浜北）管轄内の事業場で発生した休業4日以上の陸上貨物運送事業に係る労働災害の結果は以下のとおりです。

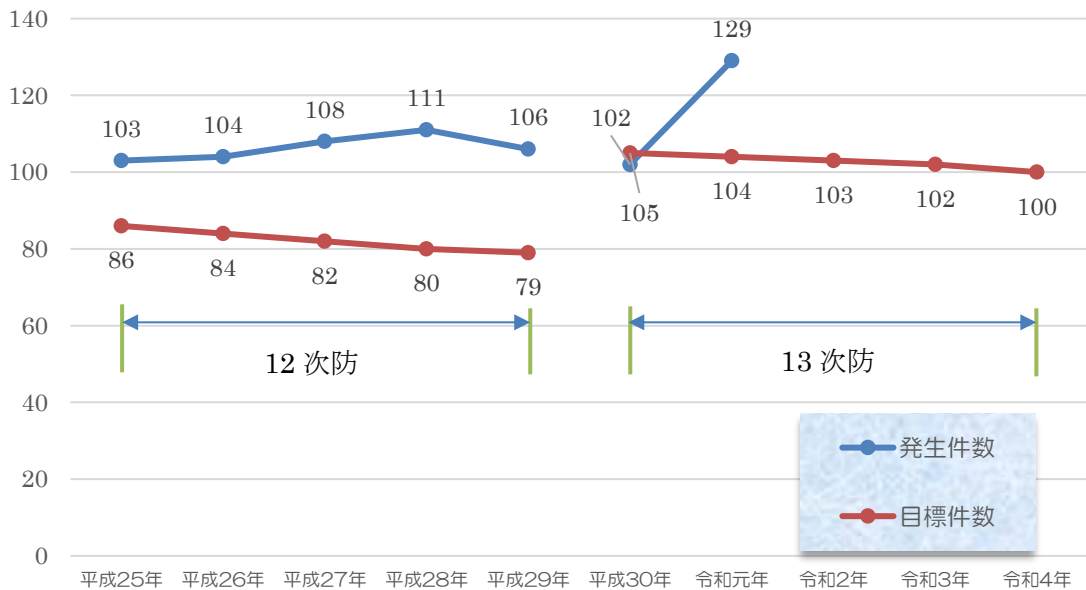


図-1 第12・13次労働災害防止推進計画目標件数・発生件数

図-1は、第12次労働災害防止推進計画（以下、12次防）と13次防の目標件数と発生件数を比較したものです。12次防期間中は、いずれも目標件数より多くの労働災害が発生する結果となりました。この結果を受けて、13次防では基準年（平成29年）の発生件数106件に対し5%以上の減少（令和4年で100件以下）を目標としています。しかし、平成30年は目標件数より少ない件数でしたが、令和元年は大きく増加し、目標件数に対して25件多く発生しました。極めて憂慮すべき事態となっています。

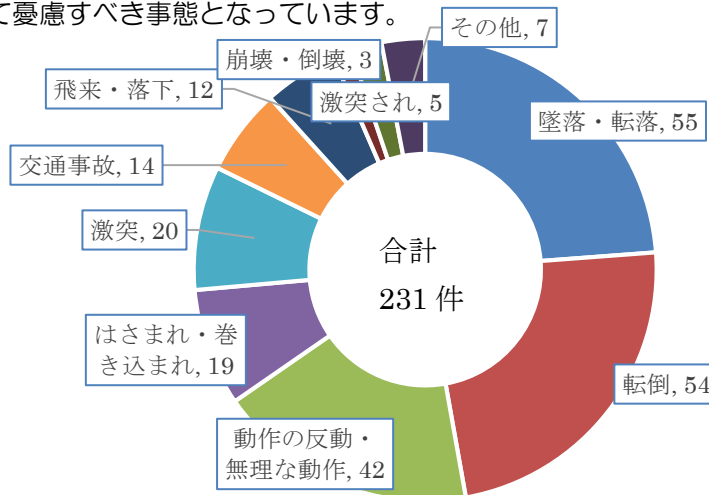


図-2 事故の型別発生件数

図-2は、事故の型で分類した発生件数をまとめたものです。『墜落・転落』、『転倒』、『動作の反動・無理な動作』が多くを占める結果となっています。

事故の型別で最も多くを占めている『墜落・転落災害』における起因物別の発生件数において、トラックが起因と

なるものが39件、約71%と最も多く、荷台での荷の積み降ろし等作業中に誤って墜落・転落する等の災害が後を絶ちません。トラック荷台上における作業時の墜落・転落に対する安全意識の向上、防止措置の徹底が必要となります。

その他、陸上貨物運送事業における荷役作業時の労働災害の多くは、荷主等の事業場構内で発生しており、荷主等が提供する荷卸し場所等の作業環境の影響を受けることから、**荷主等の協力が不可欠**です。当署管内の陸運団体及び荷主等関係団体、横浜北署を構成員とし、安全な荷役作業を行うための作業環境の整備と定着を推進させること等を目的として**横浜北地域陸上貨物運送事業者及び荷主等の連絡協議会を設置**しています。

前述のような傾向を踏まえ、事業場においては、引き続き次のような取組みをお願いします。

1 陸上貨物運送事業者の実施事項

- 安全衛生管理体制の整備（荷役災害防止担当者等の選任、安全衛生方針の表明、荷主等との安全衛生協議組織の設置など）
- 荷役作業における労働災害防止の基本ルールの作成（荷役作業の有無の事前確認方法、余裕を持った着時刻の設定、荷役作業場所の安全性の確保など）
- 荷役作業を行う際に注意すべき事項を策定し労働者へ周知（墜落・転落災害の防止、荷役作業に使用する機械・設備等の労働災害防止対策など）
- 危険予知活動（KY活動）、リスクアセスメント等の実施
- 荷主等との連携（トラック運転者等が荷主等の事業場で荷役作業を行う場合には安全作業に係る連絡書等で確認）

2 荷主等による配慮

- 安全衛生管理体制の整備（荷役災害防止担当者等の選任、陸運事業者と安全衛生協議組織を設置など）
- 荷役作業における労働災害防止の基本ルールの作成（荷役作業を陸運事業者に行わせるための事前通知方法、余裕を持った着時刻の設定、荷役作業場所でドライバーが安全に荷役作業をできるようにするなど）



3 ガイドライン

- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づき、陸上貨物運送事業者、荷主等それぞれの立場での取組みをお願いいたします。

参考となるパンフレット等（厚生労働省HP、神奈川労働局HPに掲載されています）

- 「荷役作業中の安全対策にご協力を！」（リーフレット）
 - 「陸上貨物運送事業における重大な労働災害を防ぐためには」（パンフレット）
 - 「テールゲートリフターを安全に使用するために」（リーフレット）
 - 「ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル 安全に作業するための8つのルール」（リーフレット）
 - 「交通労働災害を防止しましょう 交通労働災害防止のためのガイドラインのポイント」（パンフレット）
 - 「STOP！転倒災害プロジェクト」（リーフレット）
- ※ これらの他にも、参考となるパンフレット等があります。

（令和2年6月作成）